

○教習射撃場の指定の解除

(第9条の8第2項)

改正 平成26年3月20日 平成29年3月22日

令和4年3月15日

処分基準

令和4年3月15日作成

法令名	銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項	第9条の8第2項
処分の概要	教習射撃場の指定の解除
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第1項(教習射撃場の指定)、第9条の8第1項(教習射撃場の指定の解除等)・第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第61条(教習射撃場の指定の解除)
処分基準	教習修了証明書の交付の禁止に対する違反については、違反の態様が特に軽微であり、再発のおそれがないと確実に認められる場合等を除き、教習射撃場の指定を解除するものとする。
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室